

幼保連携型認定こども園の国基準改正に係る対応

○法施行後の5年間の経過措置

【経過措置の延長】

○幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格の特例

幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方が必要だが、いずれか一方を有していれば、保育教諭となることができる経過措置

法施行後5年間→10年間に延長

○幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

乳児四人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限って保育士登録を受けたものとみなすことができる者とし、当該者は経過措置期間に限り保育教諭として園児の保育に従事することができる経過措置

経過措置期間を延長したことにより継続（国取扱通知）

【経過措置を延長しないもの】

○みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置の経過措置

子ども・子育て新制度施行時にみなし確認を受けた幼保連携型認定こども園等については、3歳から5歳児の職員配置（短時間利用児童分）については、35：1とすることができる経過措置

経過措置は延長しない

○みなし幼保連携型認定こども園等における施設長に係る経過措置（※施設給付費の取扱）

子ども・子育て新制度施行時に幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園、保育所のいずれにも園長、施設長を配置し、平成27年4月1日以降も継続して配置している施設に対して、施設長2人分の人件費相当を施設給付費として給付

経過措置は延長しない

○市町村が定める利用者負担額より低い保育料を設定していた認定こども園の利用料に係る経過措置（施設給付費の取扱）

無償化により本特例の必要性は失われた

【現状】

- 都内の幼保連携型認定こども園に常勤の主幹、保育主任、保育教諭として従事している者の8.3%はいずれか一方の資格のみ保有、保育教諭の確保は全国的にも課題。
- 既存みなし幼保連携型認定こども園の職員配置は、本則を満たしている状態である。

【都の対応】

○国が経過措置を延長したものは、国の取扱いに準じて延長。国が取扱いを延長しないものは都においても延長しない。

⇒幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の改正